

## 第2 条例改正に対する意見及び統計報告



## 第2 条例改正に対する意見及び統計報告

### 1 職員に関する条例の改正等に対する意見の提出

地公法第5条第2項の規定に基づき、県議会議長から意見を求められた職員に関する条例の改正等について、表2-1のとおり意見を提出した。

表2-1 職員に関する条例の改正等に対する意見

条 例 案 ( 条 例 案 の 概 要 )	提出した意見
平成25年第3回定例会 議第84号 岐阜県職員の給与の臨時特例に関する条例 (職員の給与を平成25年7月1日から平成26年3月31日まで臨時に減額するもの)	議第84号は、本委員会としては、今回の給与削減をめぐる諸情勢は理解できるものの、平成21年度から4年間行われていた給与の減額措置が平成25年3月で終了し、本県職員の給与が、本来の適正な水準に戻ったばかりであるにも関わらず、新たに減額措置を行うことは誠に遺憾であります。 このような措置は職員の士気や生活に影響を及ぼすことが憂慮されることから、本委員会が従前から要望しているとおり、人事委員会勧告制度の意義や役割を真摯に受け止められ、本委員会の給与勧告に基づく本来の適正な給与水準が確保されるよう強く望むものであります。 (25.6.20人委第73号)
平成25年第5回定例会 議第119号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例 (H24.9.27付けの人事委員会勧告に基づき、55歳を超える職員の昇給制度を改定するもの)	異議なし。 (25.12.3人委第210号)
平成26年第1回定例会 議第34号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例 (通勤手当、特殊勤務手当の一部について改正を行うもの)	異議なし。 (26.2.27人委第264号)

### 2 人事行政に関する統計報告の作成

地公法第8条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり人事行政に関する統計報告を作成し、各任命権者その他に配布した。

(1) 名 称 等 平成25年人事・給与統計 227ページ 19部

- (2) 調査対象 一般職に属する県職員並びに市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員
- (3) 内容
- ア 人事に関する統計
    - (ア) 職員の構成に関する統計（職員の配置状況と年齢、性別、職務段階学歴からみた職員構成等の静態統計）
    - (イ) 職員の異動に関する統計（職員の昇任、昇格、転任、休職、採用、退職等の動態統計）
  - イ 給与に関する統計（平均給料月額、諸手当の支給状況等に関する統計）
- (4) 調査時期
- |           |                         |
|-----------|-------------------------|
| 静態統計・給与統計 | 平成25年4月1日               |
| 動態統計      | 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで |